

県内下請・県内材料調達の利用促進について

平素は社会資本の整備、また県土木交通行政の推進につきまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、滋賀県総合経済・雇用対策本部が平成16年8月に発出した「滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針」にも示されているところですが、本県における公共工事が大幅に減少する中、建設業界の厳しい経営環境に鑑み、本県では、県内下請・県内材料調達の利用を促進しているところです。

つきましては、県発注工事を受注された際には、下記の点について、ご協力いただきたくよろしく申し上げます。

記

1. 県発注の工事に関し、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り滋賀県内に本店を有する者の中から選定する。

2. 県発注の工事に関し、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者の中から選定する。

お問い合わせ先

滋賀県土木交通部 監理課 審査契約担当

電話 077-528-4116